

徳島県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項第三号中「情報戦略課長」を「スマート県庁推進課長」に改める。

別表徳島県立城ノ内中学校の項を削り、同表徳島県立池田高等学校の項の次に次のように加える。

― 徳島県立城ノ内中等教育学校

― 莚 丹 兼 ―

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。）は、令和二年四月一日から施行する。